キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第４号
大阪市北区同心１丁目４番32号北岡ビル２階、開始決定時の本店所在地大阪市北区天満３丁目５番25号
再生債務者　株式会社ユニウエル
主文　平成22年２月25日にした監督命令を取り消す。
平成23年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２６号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
再生債務者　株式会社ビオルネ
主文　平成22年９月６日にした監督命令を取り消す。
平成23年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

管 理 命 令

平成２２年（再）第２６号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
再生債務者　株式会社ビオルネ
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
３　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成23年２月２日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第２５号
大阪府和泉市和気町２丁目２番71号
再生債務者　横田　吉永
１　決議に付する計画案　平成23年１月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年３月11日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月25日
平成23年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第４号
居所埼玉県上尾市今泉541―１、住民票上の住所東京都中央区佃１丁目11番７―2210号
再生債務者　片岡　俊之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年２月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第２号
新潟県上越市西本町４丁目11番８号
再生債務者　小林　林一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月31日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年２月１日　新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（再）第２号
兵庫県赤穂市坂越1015番地
再生債務者　株式会社ＭＳＫ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年１月28日　神戸地方裁判所姫路支部

再生手続終結

平成２１年（再）第９号
千葉県木更津市太田２丁目２番１号
再生債務者　株式会社ホテル八宝苑
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画遂行
平成23年１月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（再）第８号
大阪府交野市倉治７丁目33番13号、認可決定時の住所大阪府交野市倉治７丁目26番８号
再生債務者　黄金屋販売株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年２月１日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第６号
千葉県八街市雁丸11番地22
再生債務者　小野　　進
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月８日から平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第３号
長崎県長崎市小菅町30番２―301号
再生債務者　弥永　一雄
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月８日から平成23年３月22日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第５３号
北海道苫小牧市新中野町１丁目３番26号
再生債務者　藤井　　巧
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（再イ）第１４９号
さいたま市岩槻区大字南平野284番地
再生債務者　猪股　孝利
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２６０号
埼玉県久喜市江面1709番地６
再生債務者　小池　裕明
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３３２号
埼玉県川口市飯塚３丁目13番31号
再生債務者　南澤　　亨
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３６２号
埼玉県川口市末広１丁目18番16号
再生債務者　小室　善之
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月９日から平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部